明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(2) ゴム継手部分の材料は、次の(i)から(iii)までによること。
(i) 耐熱性、耐候性、難燃性、耐老化性及び耐食性を有するものであること。
(ii) 十分な引張強さ及び適切な硬さを有するものであること。
(iii) 液化石油ガスに侵されないものであること。
(3) ゴム継手部分の構造は、次の(i)から(iii)までによること。
(i) 形状及び寸法は、次の図に示すとおりであること。

図

［略］

(ii) 末端ガス栓の出口側取付部又は燃焼器の取入部（以下「取付部等」という。）との着脱が確実にできるものであること。
(iii) 取付部等と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。
(4) ホース部分とゴム継手部分との接合は、第三号ニによること。

六　接続具

イ　ねじ接続型接続具の材料及び構造

(1) 材料は、鋼又は銅合金であること。
(2) パッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。
(3) 管と接続する側の取付部の構造は、日本工業規格B〇二〇三管用テーパねじ又は日本工業規格B〇二〇七メートル細目ねじであること。
(4) 末端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部は、ねじにより締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。
(5) 末端ガス栓又は燃焼器と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。
(6) 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

ロ　迅速継手型接続具の材料及び構造

(1) 材料は、第三号ロ(1)及び(2)によること。
(2) 管と接続する側の取付部の構造は、次の(i)から(iii)までによること。
(i) 形状及び寸法は、次の図1から図3までのいずれか又は高圧ガス保安協会基準ＫＨＫＳ〇七二一附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

図1～3　［略］

(ii) 第三号ハ(3)及び(4)までによること。
(iii) プラグ（図3を除く。）は、ソケットを外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。
(3) 末端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部は、ねじ等により締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。
(4) (2)及び(3)に規定するもののほか、迅速継手型接続具の構造は、イ(5)及び(6)によること。

ハ　過流出安全機構を内蔵する接続具の材料及び構造

(1) 材料は、第三号ロ(1)及び(2)によること。
(2) 管と接続する側の取付部の構造は、次の(i)から(iii)までによること。
(i) 形状及び寸法は、次の図に示すとおりであること。

図

［略］

(ii) プラグは、ソケットと円滑かつ確実に着脱できるものであること。
(iii) プラグは、ソケットと接続した状態において、接続部分が十分な気密性を有するものであること。